

指導監査基準（指定計画相談支援）

○根拠法令

「支援法」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

「支援法施行規則」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

「平24厚労令28」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第28号)

「障発1206001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)

「障発0330第22通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)

「平24厚労告125」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件(平成24年厚生労働省告示第125号)

「障発1031001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

「平27厚労告180」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
第1 基本方針	<p>1 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障がい児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行われているか。</p> <p>3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>6 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。</p>	支援法第51条の24 (1) 平24厚労令28第2条第1項 (1) 平24厚労令28第2条第2項 (1) 平24厚労令28第2条第3項 (1) 平24厚労令28第2条第4項 (1) 平24厚労令28第2条第5項 (1) 平24厚労令28第2条第6項	B 又はC C B 又はC C C B 又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>7 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>8 指定特定相談支援事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>9 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	(1) 平24厚労令28第2条第7項 (1) 平24厚労令28第2条第8項 (1) 平24厚労令28第2条第9項	B又はC C B又はC
第2 人員に関する基準		支援法第51条の24第1項	
1 従業者	<p>1 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに専ら指定計画相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず1人以上置いているか。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>2 1に規定する相談支援専門員の数は、計画相談支援対象障害者等の数※が35又はその端数を増すごとに1としているか。 また、当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所で一体的に運営している場合は、当該事業の計画相談支援対象障害者等の数と障害児相談支援対象保護者の合計数が35又はその端数を増すごとに1としているか。</p> <p>※ 計画相談支援対象障害者等の数は、前6か月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 相談支援員を置く場合には、次に掲げる要件をいずれも満たしているか。</p> <p>ア 事業者要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。 ② 当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。 具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 b) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施 	(1) 平24厚労令28第3条第1項 (1) 平24厚労令28第3条第2項 (1) 平24厚労令28第3条第3項 (2) 平24厚労令28第3条第4項・第5項 (3) 障発0330第22通知第二の1の(1)③	C C C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
2 管理者	<p>c) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言</p> <p>イ 相談支援員の要件 専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者である者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有していること。</p> <p>ウ 相談支援員の兼務 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させていないこと。</p> <p>1 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p>	(1) 平24厚労令28第4条	C
第3 運営に関する基準		支援法第51条の24第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>1 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>2 利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容</p> <p>ウ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定計画相談支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>上記を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	(1) 平24厚労令28第5条第1項 (2) 社会福祉法第77条第1項 (3) 社会福祉法施行規則第16条第2項 (4) 障発0330第22通知第二の2(1)	B 又はC
2 契約内容の報告等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	(1) 平24厚労令28第6条第1項	C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
3 提供拒否の禁止	<p>2 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p> <p>1 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。なお、正当な理由がある場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 (3) 運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 (4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合 <p>等をいう。</p> <p>※ 平24厚労告125別表の注12～14に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している場合は、算定している各加算に対応した障がい者からの利用申込があった場合に、障がい特性に対応できることを理由にサービスの提供を拒むことは認められない。</p>	(1) 平24厚労令28第6条第2項 (1) 平24厚労令28第7条 (2) 障発0330第22通知第二の2(3)	C C
4 サービス提供困難時の対応	1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	(1) 平24厚労令28第8条	C
5 受給資格の確認	1 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める（モニタリング）期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確めているか。	(1) 平24厚労令28第9条	C
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	1 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	(1) 平24厚労令28第10条	C
7 身分を証する書類の携行	1 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。また、証書や名札等には、事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	(1) 平24厚労令28第11条 (2) 障発0330第22通知第二2の(7)	C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
8 計画相談支援給付費の額等の受領	<p>1 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、1の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、1及び2の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。</p> <p>4 指定特定相談支援事業者は、2の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。</p>	(1) 平24厚労令28第12条第1項 (1) 平24厚労令28第12条第2項 (1) 平24厚労令28第12条第3項 (1) 平24厚労令28第12条第4項	C C C C
9 利用者負担額に係る管理	1 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(1) 平24厚労令28第13条	C
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、8の1の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p>	(1) 平24厚労令28第14条第1項 (1) 平24厚労令28第14条第2項	C C
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	<p>1 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>ア 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	(1) 平24厚労令28第15条第1項第1号	C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>イ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>ウ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p>	(2) 平24厚労令28第15条第1項第2号	C
2	<p>2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び1に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>イ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>ウ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>エ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>オ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>キ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	(2) 平24厚労令28第15条第1項第3号 (1) 平24厚労令28第15条第2項第1号 (2) 平24厚労令28第15条第2項第2号 (3) 平24厚労令28第15条第2項第3号 (4) 平24厚労令28第15条第2項第4号 (5) 平24厚労令28第15条第2項第5号 (6) 平24厚労令28第15条第2項第6号 (6) 平24厚労令28第15条第2項第7号	C C C C B C C C C C C C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>ク 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>ケ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に支援法に定める短期入所（以下「短期入所」という。）を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分留意し、利用者の心身の状況を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。</p> <p>コ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>サ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p> <p>シ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする）等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>ス 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>セ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。</p>	(7) 平24厚労令28第15条第2項第8号 (8) 平24厚労令28第15条第2項第9号 (9) 障発0330第22通知 第二の2(11)(II) (10) 平24厚労令28第15条第2項第10号 (11) 平24厚労令28第15条第2項第11号 (12) 平24厚労令28第15条第2項第12号 (13) 平24厚労令28第15条第2項第13号 (14) 平24厚労令28第15条第2項第14号	C B又はC B又はC C C C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、1及び2に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>ウ サービス等利用計画に変更があった場合、2のアからケまで及びシからセまでに準じて取り扱っているか。</p> <p>エ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>オ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p>	(1) 平24厚労令28第15条第3項第1号 (2) 平24厚労令28第15条第3項第2号 (3) 平24厚労令28第15条第3項第3号 (4) 平24厚労令28第15条第3項第4号 (5) 平24厚労令28第15条第3項第5号	C C C C B又はC
12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	1 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	(1) 平24厚労令28第16条	C
13 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知	1 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	(1) 平24厚労令28第17条	B又はC
14 管理者の責務	<p>1 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、第1から3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	(1) 平24厚労令28第18条第1項 (1) 平24厚労令28第18条第2項	B又はC C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
15 運営規程	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要な事項※ <p>※ 指定計画相談支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（支援法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。）として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。</p>	(1) 平24厚労令28第19条 (2) 障発0330第22通知第二の2(16)⑥	B又はC
16 勤務体制の確保等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該指定特定相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>4 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	(1) 平24厚労令28第20条第1項 (2) 障発0330第22通知第二の2(17)① (1) 平24厚労令28第20条第2項 (1) 平24厚労令28第20条第3項 (2) 障発0330第22通知第二の2(17)③ (1) 平24厚労令28第20条第4項	C C B又はC B又はC
17 業務継続計画の策定等	1 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	(1) 平24厚労令28第20条の2第1項	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
18 設備及び備品等	<p>2 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>1 指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか(貸与を受けているものでも差し支えない)。</p> <p>(1) 専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。</p> <p>(2) 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備・備品等を確保しているか。(ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。)</p>	<p>(1) 平24厚労令28第20条の2第2項</p> <p>(1) 平24厚労令28第20条の2第3項</p> <p>(1) 平24厚労令28第21条 (2) 障発0330第22通知第二の2(19)</p>	B又はC B又はC C
19 衛生管理等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>(1) 平24厚労令28第22条第1項</p> <p>(1) 平24厚労令28第22条第2項</p> <p>(1) 平24厚労令28第22条第3項</p>	B B B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
20 掲示等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示もしくは事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p> <p>また、体制整備加算を算定している場合は、各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて掲示しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、1に規定する重要な事項の公表に努めているか。</p> <p>体制整備加算を算定している場合は、1に規定する重要な事項を公表しているか。</p>	(1) 平24厚労令28第23条第1項及び第2項 (2) 障発0330第22通知第二の2 (19) ①	B又はC
21 秘密保持等	<p>1 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	(1) 平24厚労令28第23条第3項 (2) 障発0330第22通知第二の2(21)③ (1) 平24厚労令28第24条第1項 (1) 平24厚労令28第24条第2項 (1) 平24厚労令28第24条第3項	C B又はC C
22 広告	1 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	(1) 平24厚労令28第25条	B又はC
23 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	<p>1 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用されることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	(1) 平24厚労令28第26条第1項 (1) 平24厚労令28第26条第2項 (1) 平24厚労令28第26条第3項	C C C
24 苦情解決	1 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 平24厚労令28第27条第1項	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>2 指定特定相談支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に關し、支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>4 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に關し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>5 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に關し、支援法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>6 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、3から5までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>7 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	(1) 平24厚労令28第27条第2項 (1) 平24厚労令28第27条第3項 (1) 平24厚労令28第27条第4項 (1) 平24厚労令28第27条第5項 (1) 平24厚労令28第27条第6項 (1) 平24厚労令28第27条第7項	C C C C C C C
25 事故発生時の対応	<p>1 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、1の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	(1) 平24厚労令28第28条第1項 (1) 平24厚労令28第28条第2項 (1) 平24厚労令28第28条第3項	C C C
26 虐待の防止	1 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生またはその発生を防止するため、次の措置を講じているか。	(1) 平24厚労令28第28条の2	C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
27 会計の区分	<p>ア 当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>ウ ア、イの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>		
28 記録の整備	<p>1 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を当該指定計画相談支援を提供した日(その完結の日)から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11の3アに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに以下に掲げる事項を記載した相談支援台帳(サービス等利用計画(案)、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリング結果の記録)</p> <p>ウ 13に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 24に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 25に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	(1) 平24厚労令28第29条 (1) 平24厚労令28第30条第1項 (1) 平24厚労令28第30条第2項 (2) 障発0330第22通知第二の2(25)	C B B又はC
第4 届出等			
1 変更の届出	<p>1 指定特定相談支援事業者は、支援法施行規則第34条の60第1項に掲げる事項（支援法施行規則第34条の59第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>【 指定特定相談支援事業者が変更の届出を要する事項】</p> <p>(1) 事業所の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(3) 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>(4) 事業所の平面図</p> <p>(5) 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>(6) 運営規程</p>	(1) 支援法第51条の25第3項 (2) 支援法施行規則第34条の60第1項 (3) 支援法施行規則第34条の59第1項	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
2 業務管理体制の整備	<p>1 指定特定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者</p> <p>① 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者</p> <p>① 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>② 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者</p> <p>① 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>② 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>③ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、市区村長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（支援法第51条の31第2項第1号、第3号及び第4号に該当する場合を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。）</p> <p>3 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第51条の22第3 （1）支援法第51条の31 第1項 （2）支援法施行規則第 34条の61</p> <p>（1）支援法第51条の31 第2項 （2）支援法施行規則第 34条の62</p> <p>（1）支援法第51条の31 第3項</p>	C C C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
第5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い		支援法第51条の17	
1 基本事項	<p>1 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p> <p>2 1の規定により、指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	(1) 平24厚労告125の一 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」 (平成18年厚生労働省告示第539号) (2) 平24厚労告125の二	C
2 計画相談支援費 (1) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費	<p>1 (継続) サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定(継続)サービス利用支援を行った場合に、以下の区分に掲げる方法で、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 もしくは、常勤専従の相談支援専門員を1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされている、あるいは、24時間の連絡体制が確保されているか。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ②24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ③基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を行っていること。 ④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑤支援法第89条の3第1項に規定する協議会に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。 ⑥基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 ⑦相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p>	(1) 平24厚労告125別表1の注1 (1)	C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>ウ 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(2)機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅱ）</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 もしくは、常勤専従の相談支援専門員を1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされている、あるいは、24時間の連絡体制が確保されているか。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ②24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ③基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を行っていること。 ④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑤支援法第89条の3第1項に規定する協議会に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。 ⑥基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 ⑦相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。 <p>ウ 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(3)機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅲ）</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 もしくは、常勤専従の相談支援専門員を1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされている、あるいは、24時間の連絡体制が確保されているか。</p>		

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ②基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 ③基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ④支援法第89条の3第1項に規定する協議会に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。 ⑤基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 ⑥相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。 <p>ウ 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(4) 機能強化型（継続）サービス利用支援費（IV）</p> <p>ア 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ②基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 ③基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ④相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。 <p>ウ 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(5)（継続）サービス利用支援費（I）</p> <p>指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6か月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(6)（継続）サービス利用支援費（II）</p> <p>取扱件数が40以上である場合に、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p>	(1) 平24厚労告125別表1の注1(2)	(1) 平24厚労告125別表1の注1(3)

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
(2) その他	<p>ア 指定特定相談支援事業者が、以下のいずれかの状態で指定計画相談を行った場合に、所定単位数を算定していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 第3の11の2キの基準を満たしていない。 b 第3の11の2コ及びサの基準を満たしていない。 c 第3の11の2シからセの基準を満たしていない。 d 第3の11の3ウの基準を満たしていない。 e 第3の11の3ウにより準用する第3の11の2カ、サからスまでの基準を満たしていない。 <p>イ 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>ウ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>エ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（I）として、1月につき以下に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)機能強化型サービス利用支援費（I）～（IV）582単位 (2)サービス利用支援費（I）582単位 (3)機能強化型継続サービス利用支援費（I）～（IV）633単位 (4)継続サービス利用支援費（I）633単位 <p>オ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（II）として、1月につき以下に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)機能強化型サービス利用支援費（I）～（IV）894単位 (2)サービス利用支援費（I）894単位 (3)サービス利用支援費（II）54単位 (4)機能強化型継続サービス利用支援費（I）～（IV）945単位 (5)継続サービス利用支援費（I）945単位 (6)継続サービス利用支援費（II）243単位 	<p>(1) 平24厚労告125別表1の注3</p> <p>(2) 障発1031001通知第四の1の(1)</p> <p>(3) 平24厚労令28第15条第2項、第3項</p> <p>(4) 平24厚労告125別表1の注4</p> <p>(5) 平24厚労告125別表1の注5</p> <p>(6) 平24厚労告125別表1の注6</p> <p>(7) 平24厚労告125別表1の注7</p>	C

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>カ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（I）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>キ 別に厚生労働大臣が定める地域（※）に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（ア及びイに定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成21年厚生労働省告示第176号）</p>	(8) 平24厚労告125別表1の注8 (9) 平24厚労告125別表1の注12	
3 情報公表未報告減算	1 支援法76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合に、所定単位数の5%を減算しているか。	(1) 平24厚労告125別表第1の注9	B又はC
4 業務継続計画未策定減算	1 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合に、所定単位数の1%を減算しているか。 ※令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しない。	(1) 平24厚労告125別表第1の注10	B又はC
5 虐待防止措置未実施減算	1 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合に所定単位数の1%を減算しているか。 <p>ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>ウ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	(1) 平24厚労告125別表第1の注11	C
6 地域生活支援拠点等相談強化加算機能強化加算	<p>1 指定計画相談支援事業者が、次のいずれかに該当する場合、配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人員の上限を1月あたり合計100回までとして、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 計画相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（I）又は（II）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合。</p>	(1) 平24厚労告125別表1の注13 (2) 障発0330第16通知第四の3	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>② 計画相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。</p>		
6 利用者負担上限額 管理加算	<p>1 指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	(1) 平24厚労告125別表2の注 (2) 平24厚労令28第13条	B又はC
7 初回加算	<p>1 指定特定相談支援事業者が、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合、その他次のア及びイのいずれかに適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 新規にサービス等利用計画を作成した場合 イ 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において、障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合</p> <p>初回加算を算定する指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障がい者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等に訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接した場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）に、300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	(1) 平24厚労告125別表3の注1	B又はC
8 主任相談支援専門員配置加算	<p>1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該特定相談支援事業所の従業者に対し、その資質向上のために研修を実施した場合に、区分に応じ加算しているか。</p>	(1) 平24厚労告125別表4の注1 (2) 平30厚労告115	B又はC
9 入院時情報連携加算	<p>1 計画相談支援対象障害者等が病院等に入院するに当たり、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供し、その内容を記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、次に掲げる区分に応じ、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 入院時情報連携加算（Ⅰ）</p>	(1) 平24厚労告125別表5の注 (2) 障発1031001通知第四の7の(3)	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
10 退院・退所加算	<p>当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供しているか。</p> <p>(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>当該病院等を訪問する以外の方法で、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供しているか。</p> <p>1 障害者支援施設等や病院等に入所・入院していた又は刑事収容施設等や少年院等に収容されていた若しくは保護観察所の宿泊施設等に宿泊していた計画相談支援対象障害者が、退院・退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合に、当該施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合に、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>※初回加算を算定する場合を除く。</p> <p>※情報提供を受けたことに関する記録（提供を受けた相手、面談日時・内容、サービス等利用計画に反映されるべき内容等）を作成すること（サービス等利用計画等で当該記録に関する内容が明確にされている場合、別途記録作成は不要）。</p>	(1) 平24厚労告125別表6の注 (2) 障発1031001通知第四の8	B又はC
11 居宅介護支援事業所等連携加算	<p>1 計画相談支援対象障害者等が、障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ定められた単位数を合算した単位数を加算しているか。また、障害福祉サービス等を終了した日から起算して6月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに定められた単位数を合算した単位数を加算しているか。</p> <p>①計画相談支援対象障害者等が、指定居宅介護支援または指定介護予防支援の利用を開始するにあたり、指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の必要な情報を提供し、居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成等に協力する場合 150単位</p> <p>②計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費または継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300単位</p> <p>③計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費または継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300単位</p>	(1) 平24厚労告125別表7の注 (2) 障発1031001通知第四の9	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>④計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるにあたり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の必要な情報を提供し、支援内容の検討に協力する場合 150単位</p> <p>⑤計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるにあたり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費または継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300単位</p> <p>⑥計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるにあたり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費または継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300単位</p>		
12 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>1 病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く）を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に所定単位数を算定しているか。</p> <p>2 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合、計画相談支援対象障害者等1人につき必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合、月3回（同一の病院等については月1回）を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>3 病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く）を提供する機関からの求めに応じて、当該機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合、病院及び計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を算訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(上記1～3共通)</p> <p>※初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く</p>	<p>(1) 平24厚労告125別表8の注1 (2) 障発1031001通知第四の10の(3)</p> <p>(1) 平24厚労告125別表8の注1 (2) 障発1031001通知第四の10の(3)</p> <p>(1) 平24厚労告125別表8の注1 (2) 障発1031001通知第四の10の(3)</p>	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
13 集中支援加算	<p>※情報提供を受けたことに関する記録（提供を受けた相手、面談日時・内容、サービス等利用計画に反映されるべき内容等）を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>1 指定特定相談支援事業者が、次の①から③までのいずれかに該当する場合、計画相談支援対象障害者1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ300単位を算定しているか。（いずれもサービス利用支援費または継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者または市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者及びその家族に面接する場合 ② サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合 ③ 福祉サービス等提供機関（病院、企業、地方自治体等）の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（入院時情報連携加算（I）または退院・退所加算を算定する月を除く。） ④ 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。） ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。） 	<p>(3) 障発1031001通知 第四の10</p> <p>(1) 平24厚労告125別表9の注1 (2) 障発1031001通知 第四の11</p> <p>(1) 平24厚労告125別表9の注2</p>	B又はC
14 サービス担当者会議実施加算	<p>1 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を実施し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行い、その内容を記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>※サービス担当者会議の結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、当該加算は算定できない。</p>	<p>(1) 平24厚労告125別表10の注 (2) 障発1031001通知 第四の12</p>	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
15 サービス提供時モニタリング加算	<p>1 サービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、その内容を記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>※相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える数については、算定しない。</p> <p>※相談支援員は、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。</p> <p>※計画を作成する相談支援専門員が当該利用者が利用する事業所等の業務を兼務している場合で、かつ、当該事業所のサービス提供場面のみを確認した場合は、算定できない。</p>	(1) 平24厚労告125別表11の注 (2) 障発1031001通知第四の13	B又はC
16 行動障害支援体制加算	<p>1 行動障害支援体制加算（I） 行動障害支援体制加算（II）の基準に加え、当該相談支援専門員により強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支を行っているか。</p> <p>2 行動障害支援体制加算（II） 指定特定相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市町村長に届け出た場合に、所定単位数を算定しているか。 また、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表しているか。</p>	(1) 平24厚労告125別表12の注 (2) 障発1031001通知第四の14	B又はC
17 要医療児者支援体制加算	<p>1 要医療児者支援体制加算（I） 要医療児者支援体制加算（II）の基準に加え、当該相談支援専門員により要医療ケア児者に対して現に指定計画相談支を行っているか。</p> <p>2 要医療児者支援体制加算（II） 相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障がい児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等の特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市町村長に届け出た場合に、所定単位数を算定しているか。 また、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表しているか。</p>	(1) 平24厚労告125別表13の注 (2) 障発1031001通知第四の15	B又はC
18 精神障害者支援体制加算	<p>1 精神障害者支援体制加算（I） 精神障害者支援体制加算（II）の基準に加え、下記のいずれも満たしているか。</p> <p>ア 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を有するものに対して支援を行う病院又は訪問看護ステーション等であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師、又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。</p>	(1) 平24厚労告125別表14の注 (2) 障発1031001通知第四の16	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
	<p>イ 当該相談支援専門員により精神障害者に対して現に指定計画相談支を行っていること。</p> <p>2 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市町村長に届け出た場合に、所定単位数を算定しているか。 また、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表しているか。</p>		

項目	基本的な考え方(観点)	関係法令等	評価区分
19 高次脳機能障害支援体制加算	<p>1 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）の基準に加え、当該相談支援専門員により高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っているか。</p> <p>2 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しているか。</p>	(1) 平24厚労告125別表14の2 注 (2) 障発1031001通知第四の17	B又はC
20 ピアサポート体制加算	<p>1 次のイからハのいずれにも適合しているか。</p> <p>イ 障碍者ピアサポート研修修了者であって、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。 (1)障害者又は障害者であったと市長が認める者 (2)管理者、相談支援専門員、相談支援員又はその他指定計画相談支援に従事する者</p> <p>ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。</p>	(1) 平24厚労告125別表15の注 (2) 障発1031001通知第四の18	B又はC
21 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>1 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（要支援者）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該支援者が指定短期入所を利用していない場合は、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行い、その内容を記録した場合に、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>※当該指定特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。</p>	(1) 平24厚労告125別表16の注 (2) 障発1031001通知第四の19	B又はC
22 地域体制強化共同支援加算	<p>1 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告し、その内容を記録した場合に、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を算定しているか。</p>	(1) 平24厚労告125別表17の注 (2) 障発1031001通知第四の20	B又はC